

入札参加資格審査申請等電子受付サブシステム利用者個別規約

(目的)

第1条 この個別規約は、電子入札等システム利用者基本規約（以下「基本規約」といいます。）第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号の入札参加資格審査申請等電子受付サブシステム（以下「資格システム」といいます。）の内容に応じた個別事項であって各参加自治体について共通であるものを定めるものです。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 参加自治体 基本規約第2条第2項の参加自治体をいいます。
- (2) 代表運営団体 基本規約第2条第2項の代表運営団体をいいます。
- (3) 電子申請等 資格システムを利用して行う、入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の資格及び同令第167条の11第2項の資格をいいます。以下同じとします。）の認定に係る申請及び届出をいいます。
- (4) 提出先自治体 電子申請の提出先である参加自治体をいいます。

(利用者の心得)

第3条 資格システムの利用者は、提出先自治体の条例、規則等に従うほか、基本規約及びこの個別規約の内容に同意してこれに従わなければなりません。

(資格システムの利用者)

第4条 基本規約第5条第2項本文の利用開始の承認を受けた者は、資格システムを利用することができます。提出先自治体の入札参加資格を現に認定されているか否かは問いません。ただし、法人格を有さない共同企業体は、資格システムを利用することができません。

(電子申請等の受付区分等)

第5条 電子申請等は、別表第1に掲げる契約の種類（以下「資格区分」といいます。）ごとに受け付けるものとし、

- 2 電子申請等に係る入札参加資格の認定は、別表第1に掲げる業種又は分野並びに部門（以下「申請業種等」といいます。）ごとに行われるものとし、

(電子申請等の基本条件)

第6条 電子申請等の受付は、すべての参加自治体が項目及び様式を統一して行うものとし、利用者は、資格システムに別表第2に掲げる申請項目に係る情報を入力し、同表に掲げる添付ファイルを登録した上で、提出先自治体を選択して送信を指示することにより、選択された提出先自治体のすべてに同一の内容を提出することができます。ただし、提出先自治体によっては、提出された内容の一部を使用しないことがあります。

- 2 利用者は、同一の資格区分について2以上の提出先自治体に電子申請等によって入札参加資格の認定を申請するときは、入札参加資格認定に係る申請業種等が提出先自治体ごとに異なる申請を行ってはなりません。ただし、提出先自治体が特に認めるときは、当該提出先自治体が指示するところに従って書面による申請を行うことにより、他の提出先自治体において入札参

加資格の認定を受けない申請業種等について入札参加資格の認定を受け、又は他の提出先自治体において入札参加資格の認定を受ける申請業種等について入札参加資格の認定を受けないものとすることができます。

- 3 各提出先自治体は、別表第2に掲げる添付ファイルに係るもの以外に、書面による添付資料の提出を必要なものとして独自に定めることがあります。この場合の添付資料については、これを当該提出先自治体の定めるところにしたがって書面で作成し、第9条第6項の受付票の写を添付して当該提出先自治体に提出しなければなりません。書面により提出すべき添付資料が当該提出先自治体の定める期限までに提出されないときは、当該提出先自治体に対して行われた電子申請等は、無効となります。
- 4 資格システムは、提出先自治体が申請又は届出を受け付けるところまでを行うものであり、申請に対する応答は、各提出先自治体が資格システムを使用しないで個別に行います。

(申請等の種別)

第7条 電子申請等として行うことができる行為は、次に定めるとおりとします。利用者は、ここに定める内容を十分に理解して、資格システムを使用しなければなりません。

(1) 資格申請

利用者が、提出先自治体の入札参加資格の認定を受けるために行うものであり、次のアからウまでに大別されます。

ア 当初申請

次期の入札参加資格の認定（その時点で効力を有している入札参加資格の認定が、その認定をした提出先自治体があらかじめ定める期限の到来によって一斉に失効する後に、これに代わって効力を生ずることとなる入札参加資格の認定をいうものとします。）を申請するものであって、ウに定めるもの以外のものです。申請をする者が現に効力を有している入札参加資格の認定を受けているかどうかを問いません。

イ 追加申請

当期の入札参加資格の認定（その時点で効力を有している入札参加資格とその有効期間を同一とするものとします。）を新たに申請するものであって、ウに定めるもの以外のものです。申請をする者の現状に応じて、さらに次の(ア)から(ウ)までに区分されます。

(ア) 新規追加

当該資格区分について、現在いずれの参加自治体の入札参加資格の認定もまったく受けていない者が行うものです。

(イ) 業種追加

当該資格区分について、当該提出先自治体において一部の申請業種等について入札参加資格の認定を受けている者が、別の申請業種等について入札参加資格の認定を申請するものです。

(ウ) 申請先追加

当該資格区分について、当該提出先自治体以外の参加自治体において入札参加資格の認定を受けている者が、当該提出先自治体に入札参加資格の認定を申請するものです。

この場合においては、他の参加自治体で入札参加資格の認定を受けていない申請業種等については、入札参加資格の認定を申請することができません。

また、この申請においては、入札参加資格の認定をしている他の参加自治体に対して提出しているのと同じ内容の情報が、当該提出先自治体にも提出されることになるので、申請時点における最新の内容のものとしなければならないとされている事項については、資格システムからの提出とは別に、書面によって当該提出先自治体に提出しなけれ

ばなりません。

ウ 再申請及び訂正申請

電子申請等によって入札参加資格の認定の申請を行った者が、その申請に基づく認定を受け、又は不認定の通知を受ける前に、その申請の内容を変更（訂正を含みます。）するために再度行う申請であり、先に行った申請の受付期間が経過する前に行うものを再申請、経過した後に行うものを訂正申請といいます。

再申請の場合には、もとの申請において提出先としていなかった参加自治体への申請を追加することができ、また、申請業種等を変更することができますが、訂正申請の場合には、これらはできません。

訂正申請において変更できる事項及びその受付期間は、これをあらかじめ代表運営団体が定め、もとの申請の受付期間中、そのホームページ等で示しておくものとします。

(2) 変更届

現に入札参加資格の認定を受けている者が、その入札参加資格の認定の内容となっている事項に変更があった場合に行う届出であり、この届出は、当該入札参加資格の認定を行っているすべての提出先自治体に対してそれぞれ行う必要があります。

なお、まだ入札参加資格の認定にいたっていない資格申請について、入札参加資格の認定の内容となるべき事項に変更がある場合は、前号ウの訂正申請を行うものとします。

(3) 取下げ

現に入札参加資格の認定を受けている者が、その受けている入札参加資格の認定の全部又は一部を放棄する場合に行う届出であり、その放棄する態様によって次のアからウまでに大別されます。

ア 全部取下げ

利用者が、すべての参加自治体について、当該資格区分に係る入札参加資格の認定の全部を放棄する場合に行う届出です。資格システムの構成上、その者について入札参加資格の認定を行っていない参加自治体にも送信されますが、その参加自治体は、送信された内容を利用しません。

イ 一部業種取下げ

利用者が、入札参加資格の認定を受けているすべての参加自治体について、一部の申請業種等に係る入札参加資格の認定を放棄する場合に行う届出です。

この場合においては、取下げに係る申請業種等が提出先自治体ごとに相異なる届出を行ってはなりません。

ウ 一部申請先取下げ

利用者が、特定の提出先自治体について、当該資格区分に係る入札参加資格の認定の全部を放棄する場合に行う届出です。

2 電子申請等による入札参加資格の認定申請の受付期間及び入札参加資格の認定が有効である期間は、原則としてすべての参加自治体において同一となるように定め、その都度告示するものとします。

3 電子申請等による入札参加資格の認定申請の受付期間その他の時期を限って行う電子申請等の受付に関する事項は、年度によって異なることがあります。

(ユーザー区分等)

第8条 資格システムの利用者は、その電子申請等の経験の有無等に応じて、次の各号のように区分して取り扱われます。利用者は、ここに定める内容を十分に理解して資格システムを使用

しなければなりません。

(1) 初回ユーザー

次のアからエまでのいずれかに該当する者をいいます。

初回ユーザーが電子申請等を行うときは、資格システムの構成上、現に入札参加資格の認定を受けている参加自治体及びその認定の内容等その申請又は届出の内容以外の事項についても事実のとおり誤りなく入力する必要があります。

なお、これらの入力した内容が現に認定を受けている入札参加資格の状態と異なることが明らかになった場合、提出先自治体に変更届等の方法による訂正を求めることがあります。

ア 当該資格区分について、過去に資格申請（前条第1項第1号の資格申請をいいます。以下同じとします。）を行ったことがない者

イ 申請時点で、いずれの参加自治体からも当該資格区分について入札参加資格の認定を受けていない者。ただし、当該資格区分について資格申請をしてこれが審査中である者を除きます。

ウ 次項なお書の規定により、当該資格区分について電子申請等の履歴情報を消去された者。ただし、その後に再度資格申請をしている者を除きます。

エ アからウに該当し、当該資格区分について資格申請をしてこれが審査中である者のうち、当該資格審査に係る受付期間（訂正申請の期間を含みます。）が経過していない者

(2) 一般ユーザー

次のア又はイに該当する者をいいます。

資格システムは、一般ユーザーの電子申請等の履歴情報を蓄積しているため、一般ユーザーが電子申請等を行おうとするときには、その時点における最新の内容（それまでに行った変更届その他の電子申請等の内容をすべて反映したもの。）が初期表示され、一般ユーザーは、必要な限度でその内容を修正するだけで電子申請等を行うことができます。

ア 当該資格区分について資格申請を行ったことがあり、かつ、これにより現に参加自治体のいずれかから入札参加資格の認定を受けている者。ただし、次項なお書の規定により、電子申請等の履歴情報を消去された者を除きます。

イ 当該資格区分について初回ユーザーとして資格申請をしてこれが審査中である者のうち、当該資格審査に係る受付期間が経過した者

2 一般ユーザーは、原則として、当該資格区分についての入札参加資格の認定に係る申請及び届出を電子申請等によって行うものとします。ただし、その利用に係る電子計算機（端末を含みます。）の障害等やむを得ない理由がある場合に限り、別記様式により代表運営団体を經由して関係する参加自治体に電子申請等の中止を届け出た上で、書面による申請又は届出を行うことができるものとします。

なお、電子申請等の中止の届出があった場合、その者の電子申請等の履歴はすべて消去します。

（資格システムの使用方法等）

第9条 資格システムの利用者は、資格システムを起動後、資格区分を選択して表示される初期画面から、自らのユーザー区分及び電子申請等をしようとする申請等の種別に対応した機能を選択して、処理を開始します。

各機能の処理画面は、申請項目等で分けた複数の画面で構成されており、利用者は、画面ごとに必要な事項の入力（ファイルの添付を含む。）をした後、次画面に移行して処理を続けていきます。

必要な事項の入力がすべて終了すると、利用者は、入力内容の確認画面で内容を確認した上で、資格システムに送信を指示することにより、提出先自治体にその内容を提出します。

2 前項の初期画面での選択機能は、使用時期や利用者により使用の可否を判断して表示されま

す。

- 3 資格システムは、利用者が入力した内容を画面ごとにチェックし、入力の途中で次画面に移行したときに必須項目への入力もれや項目間の矛盾等のエラーがある場合は、移行を中止してエラー部分の修正を求めます。利用者は、必要な修正を行わなければなりません。
- 4 建設工事の資格申請においては、資格システムは、提出先自治体への送信を行う前に、利用者が経営事項審査の結果として入力した事項が公開されている利用者の経営事項審査の結果と一致するか、別のシステムに確認し、不一致があるときには送信を中止します。この不一致が、入力誤りによるものではなく、入力された事項が未公開である最新の経営事項審査の結果であることによるものである場合、利用者は、すでに公開されている経営事項審査の結果を入力して資格申請を行い、その訂正が可能な期間が経過するまでに、再申請又は訂正申請の方法により、最新の経営事項審査の結果に基づく内容に改めるものとします。
- 5 利用者は、資格システムの使用中は、電子申請等が完了するまでできるだけ中断しないよう努めるとともに、やむを得ず中断する場合は、必ず一時保存を行うようにするものとします。
なお、使用中断が一定時間を超えたときは、資格システムは、利用者の接続を自動的に切断します。
- 6 利用者は、電子申請等を行ったときは、その都度資格システムから発行される受付票を出力するものとします。
なお、この受付票は、電子申請等を行った後の一定期間、再発行できるものとします。

(記録等の保存)

第 10 条 利用者は、電子申請等を行ったときは、受付票、添付ファイル等を必要に応じて保存するものとします。

- 2 電子申請によって受け付けられた情報は、資格システム内に 3 年間保存するものとします。
また、提出先自治体は、電子申請等によって受け付けられた情報及び書面として提出されたものをその定めるところにより保存するものとします。

(変更届に使用する IC カードの特例)

第 11 条 変更届が迅速になされるようにするため、代表者、商号又は名称その他のその変更によって基本規約第 5 条第 3 項の IC カードを変更する必要がある事項について変更があったときは、利用者は、基本規約第 7 条の規定にかかわらず、変更前の情報が格納された IC カード(以下「旧カード」といいます。)を使用して変更届を行うことができるものとします。ただし、次の各号のすべてを満たす場合に限るものとし、これらのいずれかを満たさないことが判明したときは、当該変更届は無効とします。

- (1) 使用する旧カードが、当該利用者に係る利用者登録を完了したものであること。
- (2) 変更後の情報を格納した新しい IC カードの取得までに相当の期間を要すると見込まれること。
- (3) 変更があった日から 2 週間以内に当該変更届を行っていること。
- (4) 旧カードが、その発行元により失効処理される前に変更届を行っていること。
- (5) 変更届の際、旧カードを使用した旨と変更があった日を明確に示していること。

(新たに利用開始する者の取扱い)

第 12 条 参加自治体のうちいずれかから現在入札参加資格の認定を受けている者が新たに資格システムの利用者となったときは、当該新たに利用者となった者(以下「新規利用者」といいます。)は、資格システムの利用者となった後最初に行う当初申請の受付までの間、変更届及び

取下げを行うためだけに資格システムを利用することとします。

- 2 新規利用者は、業種追加又は申請先追加を行う必要があるときは、前項の規定にかかわらず、追加申請の受付期間に資格システムを使用して業種追加又は申請先追加を行うことができるものとします。

この場合、資格システムの構成上、現在入札参加資格の認定を受けている参加自治体及びその認定されている入札参加資格に係る事項もあわせて入力し、これを現に入札参加資格の認定を受けている参加自治体にも提出することになりますが、現在入札参加資格の認定をしている参加自治体は、それが現に認定している入札参加資格に関して提出された情報を使用しません。

(新たに資格システムの使用を開始する参加自治体がある場合の取扱い)

- 第 13 条 資格システム的使用をしていない参加自治体は、あらかじめ、当該参加自治体のその時点で効力を有している入札参加資格の認定が一斉に失効する期限を、現に資格システムを使用している参加自治体（以下「在来自治体」といいます。）のそれと一致させるよう変更し（ただし、もともと一致している場合及び第 2 号ただし書の当初申請の受付を行うものである場合を除きます。）、かつ、以後に受け付ける当初申請（第 2 号ただし書の当初申請の受付を行う参加自治体にあつては、その当初申請より後に受け付ける当初申請）に係る入札参加資格の認定の有効期間を在来自治体のそれと同じにすることとした上で、次の各号に定める時期から資格システムの使用を開始することとします。

なお、新たに資格システムの使用を開始する参加自治体（以下「新規自治体」といいます。）があるときは、代表運営団体は、その旨を利用者に十分周知するものとします。

- (1) 在来自治体が当初申請の受付を行う年度に資格システムの使用を開始する場合
在来自治体が当初申請の受付を開始する日

なお、新規自治体も、その日から当初申請の受付を開始するものとします。

- (2) (1) 以外の場合

当該年度における在来自治体の追加申請の受付時期のうち、代表運営団体が指定するもの。ただし、新規自治体の中に当該年度に当初申請の受付を行うものがあるときは、その当初申請の受付事務の処理に配慮して代表運営団体が定める時期とします。

- 2 前項第 2 号の場合、すでに在来自治体について電子申請等を行っている利用者は、新規自治体が最初に行う資格申請の受付の期間内に、資格システムを利用して次の処理を行うものとします。ただし、新規自治体のいずれについても現に入札参加資格の認定を受けておらず、かつ、新たに入札参加資格の認定を受ける意思がない場合は、何らの処理を必要としません。

- (1) 当初申請の受付を行う新規自治体について

第 7 条第 1 項第 1 号イ(ウ)の申請先追加と同様の方法によって当初申請を行います。（在来自治体から入札参加資格の認定を受けていない申請業種等については、当初申請を行うことができません。）。

- (2) 追加申請の受付を行う新規自治体について

ア 当該新規自治体について、初めて当期の入札参加資格の認定を受け、又は新たな申請業種等に係る入札参加資格の認定を受けようとする場合
申請先追加の処理を行います。

なお、当該新規自治体からすでに入札参加資格の認定を受けている申請業種等については、イなお書と同様の取扱いになります。

イ 当該新規自治体について、すでに希望するすべての申請業種等について入札参加資格の認定を受けている場合

第 7 条第 1 項第 1 号イ(ウ)の申請先追加と同様の方法によって資格システム内の情報を整理します。

なお、この処理は、資格申請として行うものではないので、添付資料の提出は不要であり、また、当該新規自治体は、この情報を使用しません。

- 3 前項第2号の場合において、新規自治体から現に入札参加資格の認定を受け、又は受けようとする申請業種等と、在来自治体から入札参加資格の認定を受けている申請業種等が一致していない利用者は、その不一致に係る申請業種等について、資格システムを利用して在来自治体に係る業種追加の申請を行い、又は当該新規自治体について書面での取下げの手続きを行って、両者を一致させなければなりません。

(システムの仕様等)

第14条 前条までに掲げるもののほか、システムへの入力項目、操作手順、様式その他利用者がシステムを使って行う処理の詳細については、システムの仕様に従うものとします。

- 2 システムは、必要が生じたときは、変更されることがあります。なお、参加自治体又は代表運営団体が必要と判断した場合には、システムの起動画面及び操作マニュアルの改訂等の方法により利用者への周知等を行うこととしますので、利用者は操作マニュアル等をよく確認した上でシステムを使用してください。

附 則

この規約は平成16年11月15日から施行します。

ただし、平成17年3月31日までの間は、当初申請並びにその再申請又は訂正申請以外の電子申請の受付は行わないものとします。

附 則

この規約は平成21年3月19日から施行します。

附 則

この規約は令和2年7月6日から施行します。

別表1（第5条関係）

入札参加資格の区分と申請業種等

資格区分	業種又は分野	部門	資格区分	業種又は分野	部門
建設	土木一式工事		測量	測量	測量一般
	プレストレストコンクリート工事				地図の調整
	建築一式工事				航空測量
	大工工事			建築関係 建設コンサル タント	建築一般
	左官工事				意匠
	とび・土工・コンクリート工事				構造
	法面処理工事				暖冷房
	石工事				衛生
	屋根工事				電気
	電気工事				建築積算
	管工事				機械設備積算
	タイル・れんが・ブロック工事				電気設備積算
	鋼構造物工事				調査
	鋼橋上部工事			地質調査	地質調査
鉄筋工事		土地調査			
工事	舗装工事		及び 建設 コン サル タン ト等 業務	補償関係 コンサル タント	土地評価
	しゅんせつ工事				物件
	板金工事			機械工作物	
	ガラス工事			営業・特殊補償	
	塗装工事			事業損失	
	防水工事			補償関連	
	内装仕上工事			土木関係 建設コンサル タント	河川・砂防及び海岸・海洋
	機械器具設置工事				港湾・空港
	熱絶縁工事				電力土木
	電気通信工事				道路
	造園工事				鉄道
	さく井工事				上水道及び工業用水道
	建具工事				下水道
	水道施設工事				農業土木
消防施設工事		森林土木			
清掃施設工事		水産土木			
解体工事		その他	造園		
			都市計画及び地方計画		
			地質		
			土質及び基礎		
			鋼構造及びコンクリート		
			トンネル		
			施工計画・施工設備及び積算		
			建設環境・廃棄物		
			建設機械		
			電気電子		
		不動産鑑定			
		登記手続等			
		その他			

別表第2（第6条関係）

資格申請における申請項目及び添付ファイル

資格区分	申請項目等	概要
建設工事	会社基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の商号・名称，所在地，連絡先等の情報 申請業種及びその経営事項審査結果の情報
	営業所情報	<ul style="list-style-type: none"> 広島県内にある全営業所の情報 広島県内に営業所がない場合，最寄りの営業所の情報
	添付ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 運営団体の指定様式で作成したものを添付
測量及び建設コンサルタント等業務	会社基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の商号・名称，所在地，連絡先等の情報
	希望業務情報	<ul style="list-style-type: none"> 法令等登録及び申請業種の情報
	経営状況等情報	<ul style="list-style-type: none"> 直前2年間の決算等の情報
	営業所情報	<ul style="list-style-type: none"> 広島県内にある全営業所の情報 広島県内に営業所がない場合，最寄りの営業所の情報
	添付ファイル	<ul style="list-style-type: none"> 運営団体の指定様式で作成したものを添付

(注)

- 1 建設工事では，経営事項審査結果の年間平均完成工事高がない業種の申請はできません。
- 2 添付ファイルは，運営団体がそのホームページに掲載して指定する名称及び形式によるものとします。（名称は，半角英数字としてください。）
 なお，ホームページには，添付ファイルで使用するコード等の一覧表及びその入力例等も併せて掲載しますので，誤りなく作成してください。
- 3 一回の申請における添付ファイルの容量の合計は，3メガバイト以内（非圧縮の状態でこれを超える場合は圧縮してもよいものとします。ただし，圧縮を行う場合，その形式は，LZH形式又はZIP形式に限定します。）とし，それを超える場合には，その内容をCD-Rに格納した上で，他の書面による提出資料とともに，すべての申請先に提出するものとします。

別記様式（第8条関係）

入札参加資格関係の電子申請中止届

（代表運営団体経由）

令和 年 月 日

関係申請先様

自治体名：

（利用者）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

電子入札等システムの資格システムを利用した申請を行うことが困難となったので、電子入札等システム利用者基本規約第3条第2項の規定により定められた資格システム利用者個別規約第8条第2項の規定により、届け出ます。

なお、今後、当社が資格システムを使用できるようになったときには、改めて初回ユーザーとして利用開始しますので、これまでの当社関係の申請履歴データを削除いただくようお願いいたします。

【届出事項】

1 資格区分（該当に○）

- ・建設工事（建設業の許可番号： ）
- ・測量及び建設コンサルタント等業務

2 電子申請が困難になった理由（該当に○，その他の場合は具体的理由も記入）

- ・使用しているコンピューター等が障害で動作しなくなった。
- ・ICカードの破損・閉塞等により、カードが使用できなくなった。
- ・プロバイダ等の理由によりインターネットへの接続ができなくなった。
- ・その他（具体的理由： ）

3 事由発生時期

令和 年 月 日ころ

4 復旧見込み時期

令和 年 月 日ころ（予定・確定）

（問い合わせ先）

所属		職名		担当者名	
電話		FAX		e-mail	

（注意事項）

- ① この届出は、運営団体である広島県に提出してください。（電子メールに本様式を添付しての提出でも可）
- ② 届出は、支店長等の受任者でも行うことができます。
- ③ 運営団体は、この届出に基き、問い合わせ先に連絡して状況を確認させていただきます。その結果を踏まえて、運営団体から関係発注者への連絡は、その確認後になります。
- ④ この届出は、入札システムの書面手続切替の申請ではありません。
入札システムの切替申請は、それぞれの発注者の定めるところにより、発注者・案件ごとに行ってください。
- ⑤ この届出は、復旧の日までどうしても書面手続する必要がある場合にだけ行ってください。

代表運営団体（広島県）記入欄

記入者：_____

SID（_____），申請区分（工事・コンサル），確認結果（R . . . ,相手方：_____）